

厚生第38号
(監 察 、 会 計)
令和元年5月30日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

協力援助者に対する見舞金支給要綱の制定について

警察官の職務に協力援助した者に対する災害補償については、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和34年6月29日青森県条例第35号）に基づき、一般人が社会公共のために警察官の職務に協力援助し、そのため被災した場合に、その事案に応じた補償を実施しているところであるが、制度上、他の法的給付が行われた場合、国又は県は、その限度において災害補償の責めを免れ、事案によっては、法による補償が行われない場合がある。

よって、そのような場合であっても、警察としてできる限り適切な措置を講じ、協力援助者及びその遺族の生活の安定を図るため、見出しの要綱を別添のとおり制定し、令和元年6月1日から実施することとしたから、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようになされたい。

担当 厚生課健康管理係

別添

協力援助者に対する見舞金支給要綱

第1 目的

この要綱は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和34年5月29日青森県条例第35号）の規定に基づき、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号。以下「法」という。）に規定する災害であると認定された者（以下「協力援助者」という。）又はその遺族に対する見舞金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 支給対象

この要綱による支給対象は、法第2条第1項に規定する協力援助事案と認定された協力援助者が犯人の逮捕又は犯罪の捜査に協力援助したことに起因して死亡又は著しい身体障害が残る災害を受け、かつ、顕著な功労があると認められる場合に支給するものとする。

第3 見舞金の種類

1 協力援助者の受けた災害に対する見舞金の種類は、次のとおりとする。

(1) 死亡見舞金

協力援助者が当該協力援助行為に起因して死亡した場合に、当該協力援助者の遺族に対して支給するもの

(2) 障害見舞金

協力援助者が負傷し、又は疾病にかかり治癒した場合において、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行規則（平成23年7月15日国家公安委員会規則第12号）別表第二に定める一級から八級までの障害等級に該当する身体障害が残ることが明らかであると認められるときに、当該協力援助者に支給するもの

第4 見舞金の額

1 見舞金の上限額については、次に掲げる額とする。

(1) 死亡見舞金の上限額 200万円

(2) 障害見舞金の上限額

ア 第1級から第3級 200万円

イ 第4級から第6級 120万円

ウ 第7級及び第8級 40万円

第5 死亡見舞金の支給を受けることができる遺族

1 死亡見舞金の支給を受けることができる遺族は、当該協力援助者が被災した当時において、次に掲げる最先順位の遺族とする。

- (1) 妻又は60歳以上若しくは一定の障害の状態にある夫
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は一定の障害の状態にある子
- (3) 60歳以上又は一定の障害の状態にある養父母
- (4) 60歳以上又は一定の障害の状態にある実父母
- (5) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は一定の障害の状態にある孫
- (6) 60歳以上又は一定の障害の状態にある祖父母
- (7) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか若しくは60歳以上又は一定の障害の状態にある兄弟姉妹
- (8) 55歳以上60歳未満の夫
- (9) 55歳以上60歳未満の養父母
- (10) 55歳以上60歳未満の実父母
- (11) 55歳以上60歳未満の祖父母
- (12) 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹

2 最先順位の遺族が二人以上あるときは、そのうちの一人がした申請は、全員のためその全額につきしたものとみなし、同順位の遺族のうちの1人が申請できるものとする。

第6 障害見舞金の調整

この要綱による障害見舞金は、協力援助者が当該協力援助行為により被災する以前から障害があり、被災により同一部位について障害の程度を加重した場合は、被災により新たに認定された障害等級に応じた障害見舞金の支給額から被災前の障害等級に応じた障害見舞金の支給額を減じた額を支給するものとする。

第7 制度の教示

法第2条の規定する災害が発生した場合において、当該災害が発生した場所を管轄する警察署長、協力援助を要請した警察官の所属する長及び給付を受けべき者の住所地を管轄する警察署長（以下「関係警察署長等」という。）は、見舞金の支給を要すると認めるときは、当該協力援助者又はその遺族（以下「支給対象者」という。）に対し、協力援助者見舞金制度について教示するものとする。

第8 支給の申請

1 支給対象者は、見舞金の種別に応じて、死亡見舞金支給申請書（別記様式

第1号)又は障害見舞金支給申請書(別記様式第2号)に必要な書類を添えて、厚生課長を経由して警察本部長に見舞金支給の申請ができるものとする。

2 死亡見舞金支給申請書には、遺族の状況に応じ、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

(1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書その他協力援助者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び協力援助者との続柄を証明する戸籍の謄本又は抄本

(3) 申請者が協力援助者と婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることができる書類

3 障害見舞金支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならないものとする。

(1) 負傷又は疾病が治ったこと及び治った日並びにその治ったときにおける身体上の障害の部位及び状態(介護を要する状態である場合にあっては、その必要な程度を含む。)に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

(2) 日常生活状況申立書(別記様式第3号)

(3) 同一の部位について、既に身体上の障害があったときは、当該既存の身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

第9 審査委員会の設置

協力援助者に対する見舞金の支給に関する審査をするため、青森県警察本部(以下「警察本部」という。)に協力援助者見舞金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

第10 審査委員会の組織

1 審査委員会は委員長及び委員をもって構成し、委員長が会務を統括するものとする。

2 委員長には総務室長、委員には厚生課長、監察課長、会計課長をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、厚生課長が委員長の職務を代理する。

第11 審査の下命

警察本部長は、第6の規定による申請を受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会に対し、当該事案の審査を命ずるものとする。

第12 委員会の審査

1 委員会の審査は、書面によるものとする。

2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ審査ができないものとする。

3 委員会の審査は、審査を行った委員長及び委員の過半数で決定するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第13 持ち回り審査

委員長は、事案の内容により委員会を開催する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査をもって、委員会の決定とすることができる。

第14 審査結果の報告

委員会は、申請された事案について、支給の要否及び支給金額を審査し、その結果を警察本部長に報告しなければならない。

第15 委員会の庶務

委員会の庶務は、厚生課において処理するものとする。

第16 支給の決定通知

警察本部長は、委員会からの報告に基づいて支給の要否及び支給額を決定し、協力援助見舞金支給決定通知書（別記様式第4号）により、関係警察署長等及び支給対象者に対し通知するものとする。

第17 記録

厚生課長は、協力援助者見舞金支給記録簿（別記様式第5号）を備え、記録しておかなければならない。

死亡見舞金支給申請書

年 月 日

青森県警察本部長 殿

フリガナ
氏 名 ㊟

本籍・国籍

申請者 住 所

協力援助者との続柄

下記により、死亡見舞金の支給申請を致します。

協 力 援 助 の 概 要	①協力援助の行われた日時	年 月 日 午前 時 分 ころ 後		
	②協力援助の行われた場所			
	③ 協 力 援 助 者	フリガナ 氏 名	男・女	
		生 年 月 日	大正 昭和 平成 令和	年 月 日生
		住 所		
		勤務先名称・所在地		
死 亡 年 月 日		年 月 日		
④ 取 扱 捜 査 機 関				
⑤ 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し <input type="checkbox"/> 死体検案書の写し <input type="checkbox"/> 除籍謄本 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 生計維持関係申立書 <input type="checkbox"/> その他の書類（ ）			
銀行 振込	振込先金融機関名： 銀行 支店 口座の記号番号 <input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 口座名義人（フリガナ）			
備考				

※受付	年 月 日	※決定	年 月 日
-----	-------	-----	-------

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

注意

- 1 死亡見舞金の支給を受けることができる遺族は、当該協力援助者が被災した当時において、次の最先順位の方しか申請することはできません。最先順位の方が二人以上いる場合は、そのうち1人がした申請（請求）は、全員のためその全額につきしたものとみなし、同順位の遺族1名が申請（請求）することができます。
 - (1) 妻又は60歳以上若しくは一定の障害の状態にある夫
 - (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は一定の障害の状態にある子
 - (3) 60歳以上又は一定の障害の状態にある養父母
 - (4) 60歳以上又は一定の障害の状態にある実父母
 - (5) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は一定の障害の状態にある孫
 - (6) 60歳以上又は一定の障害の状態にある祖父母
 - (7) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか若しくは60歳以上又は一定の障害の状態にある兄弟姉妹
 - (8) 55歳以上60歳未満の夫
 - (9) 55歳以上60歳未満の養父母
 - (10) 55歳以上60歳未満の実父母
 - (11) 55歳以上60歳未満の祖父母
 - (12) 55歳以上60歳未満の兄弟姉妹
- 2 この申請書には 次の書類を添えて提出してください。
 - (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書その他協力援助者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
 - (2) 申請者の氏名、生年月日、本籍及び協力援助者との続柄を照明する戸籍の謄本又は抄本
 - (3) 申請者が協力援助者と婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を認めることができる書類（例：住民票等）
- 3 申請者は、⑤「添付書類」欄にこの申請書に添付する資料名の□にチェックしてください。
- 4 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- 5 この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署又は警察本部にお問い合わせください。

<h2 style="margin: 0;">障害見舞金支給申請書</h2>			
青森県警察本部長 殿	年 月 日		
	フリガナ 氏 名 ㊟		
	本籍・国籍		
申請者	住 所		
協力援助者との続柄			
下記により、障害見舞金の支給申請を致します。			
協 力 援 助 の 概 要	①協力援助の行われた日時	年 月 日 午 前 後 時 分 ころ	
	②協力援助の行われた場所		
	③	フリガナ 氏 名	男・女
	協 生 年 月 日	大正 昭和 平成 令和 年 月 日生	
	援 住 所		
	助 勤務先名称・所在地		
	負傷又は疾病が治った日	年 月 日	
	④身体上の障害の部位及び状態	介護を要する状態の区分： <input type="checkbox"/> 常に介護を要する <input type="checkbox"/> 随時介護を要する	
	⑤ 取 扱 捜 査 機 関		
	⑥既存の身体上の障害の状態		
⑦ 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 診断書 <input type="checkbox"/> 日常生活状況申立書 <input type="checkbox"/> その他の書類		
銀行 振込	振込先金融機関名： 銀行 支店 口座の記号番号 <input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金 口座名義人（フリガナ）		
備考			

※受付	年 月 日	※決定	年 月 日
-----	-------	-----	-------

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。

注意

- 1 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。
- 2 申請者は、※印の欄には記入しないでください。
- 3 ③の欄の「負傷又は疾病が治った日」には、負傷又は疾病が完全治ゆしていない場合でも、これ以上治療効果は得られない状態（症状固定）にあると医師が診断した場合には、当該症状固定と診断された日を記入してください。
- 4 ④の欄は、その記入事項が添付する診断書の記載事項と同一であるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 5 ④の欄の「介護を要する状態の区分」は、介護を要する状態にある場合にのみ、該当する□にチェックしてください。
- 6 ⑥の欄は、既に身体上の障害のある協力援助者が、協力援助行為により、同一の部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、記入事項が添付する診断書の記載事項と同一であるときは、「診断書のとおり」と記入してください。
- 7 ⑦の欄は、この申請書に添付する書類に該当する□にチェックするものとし、該当する書類名がない場合には、「その他の書類」をチェックしてください。
- 8 この申請書には、次の書類を添えて提出してください。
 - (1) 負傷又は疾病が治ったこと及び治った日並びにその治ったときにおける身体上の障害の部位及び状態（介護を要する状態である場合にあっては、その必要な程度を含む。）に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
 - (2) 同一の部位について既に身体上の障害があったときは、当該既存の身体上の障害の部位及び状態に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類
- 9 この申請書について分からないところがありましたら、最寄りの警察署又は警察本部にお問い合わせください。

日常生活状況申立書

1 日常生活の状況（該当するものを選んで、どれか1つに○をして下さい。）

障害の程度		普通の人と同じにできる	できるが普通の人より遅い	なんとか一人できる	手伝ってもらえばできる	全くできない
上肢の動作	歯を磨く					
	顔を洗う					
	ドアの開閉					
	タオルをしぼる					
	本のページをめくる					
	文字を書く					
	指で物をつまむ					
	くだものの皮をむく					
下肢の動作	立ち上がる					
	一人で歩く (m)					
	杖を使って歩く (m)					
	階段を上る (手すり-要・不要)					
	階段を下りる (手すり-要・不要)					
物を持って運ぶ						
食事動作	一人で食事をする					
	はしを使う					
	スプーンを使う					
	補装具を使用して食べる					
	茶碗を持って食べる					
コップで水を飲む						
入浴	浴槽への出入り					
	身体を洗う					
	頭を洗う					
用便	和式トイレの使用					
	洋式トイレの使用					
	後始末をする					
衣服の着脱	シャツの着替え					
	ズボンの着替え					
	靴下の履き替え					
	ボタンのかけはずし					
体幹	寝返りをうつ					
	四つばいになる					
	座位を保つ (分)					
	立位を保つ (分)					
障害の程度		通じる (はい)	少し通じる (少し)	通じない (いいえ)		
日常動作						
会話	家族と話す					
	他人と話す					
	相手の話しの内容がわかる					
	電話の受け答えができる					

(裏面)

障害の程度		で き る (はい)	少しできる (少し)	で き ない (いいえ)	備 考
日常動作					
精神 及 び 神 経	いま何時かわかりますか				
	ここは何処かわかりますか				
	人の名前を覚えていますか				
	物の名前がわかりますか				
	外出して1人で自宅に帰れますか				
	いま聞いたことをすぐ忘れがちですか				
	最近の出来事を忘れがちですか				
	簡単な買い物をして釣銭の計算は出来ますか				
	小便を漏らしますか				
	大便を漏らしますか				
	怒りやすくなりましたか				
	物事を自分からやろうとする意欲がありますか				
	ちょっとしたことで泣き出したり笑い出したりしますか				
	僅かなことで興奮しますか				
	文字を読めますか				
	文章を書けますか				
	頭痛やめまいがありますか				
	時々意識を失うことがありますか				
	訳もなく歩きまわることがありますか				
	新聞やテレビを見て内容を理解出来ますか				

1 一般的な状況（自用を弁じ得る程度、介護の状況、労働能力の状態等を中心として起床から就寝までの日常生活の状況等）

(注1) この申立書は障害認定の補足資料といたしますので正確に詳しく記入して下さい。

(注2) 上記事項を家族が代筆する場合は氏名及び請求人との身分関係を明記して下さい。

記載年月日 年 月 日

協力援助者氏名

記載者名

(続柄)

㊞

厚 生 第 号
年 月 日

（協力援助者又はその遺族の氏名） 殿

青森県警察本部長 印

協 力 援 助 見 舞 金 支 給 決 定 通 知 書

年 月 日付けをもって申請のあった協力援助見舞金について、
審査の結果、下記のとおり決定したので、通知します。

記

支 給

1 協力援助見舞金の種別 （死亡見舞金又は障害見舞金）

2 支給金額 円

3 支払の場所及び方法

銀行 支店

口座番号 口座名義（フリガナ）

4 支払日（振込予定日） 年 月 日

5 その他

別記様式第5号（第17関係）

協力援助見舞金支給記録簿

年	決定	年	月	日	支給	金 額	金	円
第	号	年	月	日	支 給			
協力援助者の住所・氏名・年齢								
傷病の部位及びその程度								
見舞金の種別		<input type="checkbox"/> 死亡見舞金 <input type="checkbox"/> 障害見舞金						

年	決定	年	月	日	支給	金 額	金	円
第	号	年	月	日	支 給			
協力援助者の住所・氏名・年齢								
傷病の部位及びその程度								
見舞金の種別		<input type="checkbox"/> 死亡見舞金 <input type="checkbox"/> 障害見舞金						